

暴風警報・特別警報等発令時における幼小中学校の臨時休校及び 園児・児童・生徒の安全確保について

大宜味村教育委員会
平成30年10月10日 決定

1. 気象庁の予報で台風等により暴風域に入る恐れがある場合は、事前に各学校管理者及び教育委員会で対応について協議を行う。
2. 大宜味村で登校前に「暴風警報・大雨特別警報及び暴風特別警報（以下「特別警報」という）」が発令された場合は、臨時休校とする。
 - ①学校からの個別連絡は行わない。（メールにて一斉送信を行う）
 - ②暴風警報・特別警報が解除された場合の対応については原則として、5の（1）～（5）を用いて検討する。
3. 登校後「暴風警報・特別警報」が発令された場合は臨時休校とし、速やかに園児・児童・生徒を下校させる。その場合、校長は状況に応じ安全確保のため、保護者の迎えをメールにて依頼する。
4. 大宜味村に「大雨警報」または、「洪水警報」が発表された場合に校長は、学区内の状況（河川の氾濫、道路決壊、地滑り、土砂崩れ、浸水等のおそれのある場合）に応じ臨時休校とすることができる。なお、その際、園児・児童・生徒の安全確保のための適切な処置を行う。
 - ①登校前においては、大宜味村防災無線の放送等を利用して行う。
 - ②登校後においては、校長は状況に応じ安全確保のため、保護者の迎えをメールで依頼する。※校長が臨時休校の処置を講じた場合は、大宜味村教育委員会へ速やかに報告をする
5. 暴風警報・特別警報が解除された場合は、原則として以下により対応を検討する。但し、園児については状況 に応じ別段の配慮をする。
 - （1）午前6時29分までに暴風警報・特別警報が解除され、かつ路線バスの運行がされた場合、授業の準備をして、通常どおり登校する。
 - ①給食あり。
 - ②学校からの保護者への個別連絡は行わない。（メールにて一斉送信を行う）
 - ③警報解除時に定刻通りスクールバスが出発できない場合、教育委員会から防災無線を通じて臨時の出発時刻を知らせる。
 - （2）午前6時30分以後午前8時29分までに暴風警報・特別警報が解除され、かつ路線バスの運行がされた場合は、児童生徒は、午前10時までに登校する。
 - ①給食あり。
 - ②学校からの保護者への個別連絡は行わない。（メールにて一斉送信を行う）
 - ③スクールバスについては教育委員会から防災無線を通じて臨時の出発時刻を知らせる。
 - （3）午前8時30分以後正午までに暴風警報・特別警報が解除され、かつ路線バスの運行がされた場合は、児童生徒は、各家庭で昼食をすませ、午後1時30分までに登校する。
 - ①給食なし。
 - ②学校からの保護者への個別連絡は行わない。（メールにて一斉送信を行う）
 - ③スクールバスについては教育委員会から防災無線を通じて臨時の出発時刻を知らせる。
 - （4）正午以後に解除になった場合は、引き続き、臨時休校とする。
 - （5）（1）から（4）までの場合にかかわらず、校長は、学区内の状況（強風や大雨、河川の氾濫、道路決壊、地滑り、土砂崩れ、浸水等のおそれのある場合）に応じ、児童生徒の安全確保のため、引き続き臨時休校とすることができる。

